

暴力加害生徒への支援 — 14 歳未満の中学生を中心に —

立命館大学大学院  
応用人間科学研究科  
対人援助学領域  
人間形成、臨床教育クラスター  
黒田 尚美

本論文では、中学校における暴力の加害生徒への指導の実態を調査し、暴力加害の生徒への支援について検討する。中学校での暴力加害生徒への対応にどのような課題があるのかについて考察し、その問題点を精査する。なかでも、触法少年に値する 14 歳未満の加害生徒の最善の利益を尊重した支援とは何か。その手段や方法を明らかにし、また有効な学校実践の提案にもつなげることを目的にした。

『生徒指導提要』より、暴力の事象に対して、学校に求められている対応についてまとめた。また、我が国の児童福祉のシステムにおいて、少年法と児童福祉法の間接関係を明らかにしながら、14 歳未満の「触法少年」に対する法律や制度の観点を紹介した。

研究の結果、学校ではアセスメントに基づいた指導や支援がなされていないことが明らかになった。触法少年に値する、14 歳未満の加害生徒の最善の利益を尊重した支援を可能にするために、アセスメントは不可欠である。

14 歳未満の年齢を考慮し、学校の責任と個人情報保護に配慮して協働する仕組みは、要保護児童対策地域協議会の活用が有効性が高い。また、この要保護児童対策地域協議会の枠組みを使えば、14 歳未満の生徒の家庭裁判所への送致が可能になる。